

令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

施策名: 生活支援
 施策番号: 09 - 01

1 基本情報

施策名	09	生活支援	展開方向	01	相談体制の充実や関係機関との連携強化に努め、生活困窮者の自立支援に取り組みます。
主担当局	健康福祉局				

2 目標指標

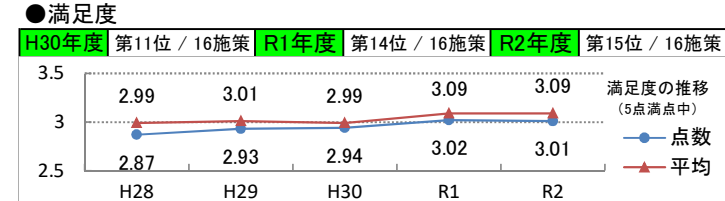
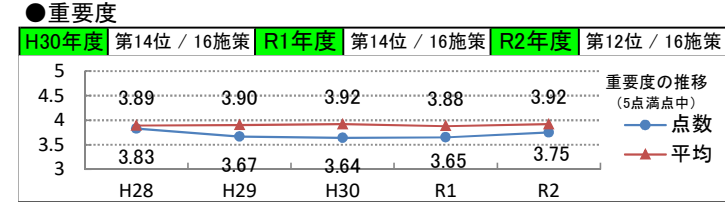
指標名	方向	目標値 (R4)	実績値						進捗率 (R2)
			H28	H29	H30	R1	R2	R3~R4	
A 生活困窮者自立相談支援事業による就労・増収率	↑	70.0 %	56.0	80.1	68.2	87.0	71.3		100%
B 自立相談支援窓口にご相談した市民の割合	↑	0.02 %	0.015	0.015	0.019	0.019	0.117		100%
C 地域生活支援制度の利用が必要と思われる対象者のうち、実際に利用している人の割合	↑	100 %	96.9	96.9	93.8	90.0	81.2		81.2%
D 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談・支援件数	↑	764 件	490	634	531	473	449		58.8%
E									

3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●幅広い支援に向けた連携 ●生活困窮者自立支援制度による就労等自立の支援
------	---



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	総合戦略
<p>行政が取り組んでいくこと ■幅広い支援に向けた連携</p> <p>【生活困窮者に対する支援】 (目的)しごと・くらしサポートセンター尼崎において、生活困窮者からの幅広い相談に応じ、様々な課題に対応した支援計画を策定して、就労支援等を実施するほか、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立の促進を図る。 (成果)◆10万人あたりの月平均新規相談者数: 令和元年度 19.4人(0.019%)→令和2年度 116.5人(0.117%)(目標指標B) ◆継続相談回数/実人数: 令和元年度 7,573回/659人→令和2年度 15,228回/1,899人 ◆住居確保給付金支給総額/実人数: 令和元年度 2,920,900円/19人→令和2年度 196,874,753円/794人 ①コロナ禍の中、相談が激増したため、他部署から職員の応援を得て、住居確保給付金の支給や離職者等の就労支援などに傾注した一方、相談内容等の分析や、複合的な課題を抱えた相談者への寄り添い型の支援までは十分に至らない状況であった。 ②南北保健福祉センターと子どもの育ち支援センター(いくしあ)との部会において、個別支援会議(出席者に守秘義務をかけ、当事者の同意なしで支援機関相互の情報共有・支援策の検討を行う会議)の円滑な実施に向けた課題の洗い出しや対象事例についての意見交換等を行うとともに、個別支援会議を4回実施し、支援方法の検討や情報共有を行った。 ③南北保健福祉センターといくしあとの部会において、「ユース相談支援事業」をはじめとするひきこもり支援に関する事業内容の整理や共有を図る中で、保健福祉センターから2名を「ユース相談支援事業」での支援につなげた。 (課題)①新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、今後も多くの生活困窮者からの相談が寄せられるものと思われる。そのような状況下においても、きめ細やかな寄り添い型の支援を展開することができるよう、適切な相談支援体制の確保が課題である。 ①③相談件数が増加する一方で、従来増加傾向にあったひきこもり等に関する相談が減少しており、社会的孤立にある人が相談につながりにくくなっている傾向が見える。自ら相談に来れない人に支援を行うには、当事者や家族に対するアウトリーチに加え、関係機関へ相談窓口を周知し、相談者を円滑につないでもらう必要があるが、十分にアウトリーチや周知を行うことができなかった。</p> <p>【DV被害者支援】 (目的)配偶者暴力相談支援センター(支援センター)の機能を強化し、DV被害者の相談から保護、自立まで総合的に支援する。 (成果)④県や警察、トレビエなど様々な相談窓口がDV相談を受け付ける中、支援センターでは、DV被害者の自立支援と生活の安定を図るため、相談支援のほか各種福祉制度を利用するための証明書の交付を行い、適切に支援を行った。(福祉制度利用のための証明書等の交付件数: 令和元年度152件 令和2年度176件(特別定額給付金申請書の証明を含む))(目標指標D) ⑤令和3年3月に庁内職員に対する「DV加害者更生プログラム研修」を開催し、支援センター相談員やいくしあ児童ケースワーカー、保健師、保育士等が、加害者心理や関わり方等を学び、対応スキルの向上を図った。(参加者49名) ⑥支援センター相談員に対して弁護士と心理の専門家によるスーパービジョンを定期的開催し、困難を抱える相談者への支援において心理解と適切なアプローチにつながるよう取組を進めた。また、DVと児童虐待は密接な関わりがあることから、いくしあ児童ケースワーカーとの合同スーパービジョンを2回開催し、事例検討を通じて相互の役割の理解や支援方法の考察を行った。 (課題)⑥背景に様々な事情を抱えた相談者が増えているが、コロナ禍の中、国・県等の会議や研修が中止になり関係機関と密に情報交換や支援情報を得る機会が減少した。いくしあとの連携強化とともに、DV被害者支援の専門性、相談スキルの一層の向上が必要である。</p> <p>【中国残留邦人等に対する支援】 (目的)中国残留邦人等に対して、経済支援や、日本語教育・通訳派遣等の生活支援を行い、その生活の自立と安定を図る。 (成果)⑦コロナ禍による外出抑制、集会への参加制限等により、地域生活支援制度の利用は前年度より減少したが、支援・相談員が医療・介護機関等と緊密な連携を図り、介護サービス等の利用につなげることで、引き続き安定した生活を送っている。(目標指標C) (課題)⑦高齢化の進展、コロナ禍による外出抑制により、地域生活支援制度の利用が難しくなる被支援者が増加し、地域とのつながりが希薄化する懸念がある。また、今後のワクチン接種時に必要な情報提供が被支援者に正確に伝わるよう支援が必要である。</p>	—
<p>行政が取り組んでいくこと ■生活困窮者自立支援制度による就労等自立の支援</p> <p>【しごと・くらしサポートセンター尼崎による就労支援】 (目的)相談者の状況に応じて、意欲喚起からマッチングまでの段階的な就労支援を行う。 (成果)⑧相談者のニーズにあわせた支援を円滑に行えるよう、しごと支援課の雇用就労支援員を窓口に応援配置するなど、しごと支援課との連携を深めた。一方で、新型コロナウイルスの感染拡大により、一時期事業所訪問ができず、相談者の増加に対応できるほど、求人を増やすことができなかった。その結果、相談者で就労・増収につながった割合は71.3%と減少した。また、無料職業紹介によるマッチング件数(求人を紹介し採用に至った件数)も、令和元年度155件から令和2年度は118件と減っている。(目標指標A) ⑨中間的求職については、令和2年度には新たに2つの事業所を認定した。これまでに6法人(企業組合3、社会福祉法人2、株式会社1)で合計8事業所の認定を行っており、延べ17人が利用している。 (課題)⑧新型コロナウイルスの感染拡大を境に、相談者のニーズはより多様なものとなっている。そのため、しごと支援課やハローワークが抱える求人のさらなる積極活用を図るほか、より幅広いニーズに対応できる求人の開拓が必要である。また、相談者との相談支援を通して、希望の雇用条件を調整し、マッチング件数を増やしていくことも必要である。</p>	②・③

令和3年度の取組

【生活困窮者に対する支援】
 ①③コロナ禍において増加した相談者に対し、引き続き兵庫県社会福祉協議会等と連携を図りつつ、迅速かつ適切な支援に努める。また、社会的孤立防止の観点から、地域振興センターなど、地域に近い関係機関からのつながりを促進するため、相談窓口の周知を進める。
 ②③引き続き、南北保健福祉センターといくしあとの連携を進める中で、特にひきこもり相談支援については、民間事業者研修派遣した職員の知見を活用しながら、重層的支援体制におけるアウトリーチ事業を含めた効果的な支援体制の整備を進める。

【DV被害者支援】
 ⑥DVや児童虐待の研修等への参加を通じて、DV被害者支援に求められる知識・技術の向上を図る。また、弁護士と心理の専門家によるスーパービジョンを引き続き活用することで、支援者への対応力の向上を図り、相談者の抱える課題や悩み等に寄り添い、相談者が安心して意思表示できるよう精神的なサポートにも注力する。
 ⑥子どもを連れてきた相談者の支援においては、いくしあ児童ケースワーカーなど関係機関と顔の見える関係作りを進め、個別支援会議を活用するなど相談者の置かれた状況に応じて臨機に連携した支援を行っていく。

【中国残留邦人等に対する支援】
 ⑦中国語対応可能な介護事業所の活用などによって、高齢化した被支援者の実情に沿った支援を行い、地域とのつながりを維持し安定した生活を継続できるように努める。また、ワクチン接種時における丁寧な情報提供を行う。

【しごと・くらしサポートセンター尼崎による就労支援】
 ⑧相談者の様々なニーズや特性に応じた求人の開拓を推進する。また、経済部局との連携を維持しながら、就労に向けた迅速な支援を行う一方、多様な課題を抱える人に対しては、寄り添い型の支援を行うなど、個々の状況に合わせた支援を行うことで、マッチング件数を増やしていく。

主要事業の提案につながる項目

【生活困窮者に対する支援】
 ①③ひきこもり相談支援に関するアウトリーチ事業については、重層的支援体制における相談支援として、中高年層を含めた支援体制の整備を進める。

6 評価結果

評価と取組方針

・コロナ禍により、生活に困窮する人の新規相談件数が増加している中、引き続き関係部局が連携し、適切な相談支援体制の確立に努める。また、コロナ禍における相談者の特性の変化を捉えて、個々のケースに応じた就労支援に取り組み、マッチング件数の増加につなげる。

・ひきこもり支援事業については、いくしあにおける若年層へのアウトリーチの取組を参考に、中高年層への取組も検討するなど、8050問題の未然防止に取り組む。また、このような複雑・複合化した課題に対応するため、ケースに応じて他分野の支援関係者とも円滑に連携し、重層的な支援に取り組んでいく。

令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

施策名: 生活支援
 施策番号: 09 - 02

1 基本情報

施策名	09 生活支援	展開方向	02 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。
主担当局	健康福祉局		

2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 生活保護受給者就労支援事業による就労開始率 ※下段()は就労開始件数	↑	45.0 (315)	% (件)	35.0 (220)	32.0 (184)	35.1 (200)	42.6 (220)	31.9 (138)		70.9%
B 生活保護受給者就労支援事業における就労支援対象者数	↑	700	人	628	575	569	516	433		61.9%
C 不正受給による費用徴収決定の適用率	↓	1.32	%	1.52	1.32	1.18	0.93	0.78		100%
D 生活保護受給世帯の子どもの高校進学率	↑	98.5	%	96.9	93.5	93.7	97.1	93.2		94.6%
E										

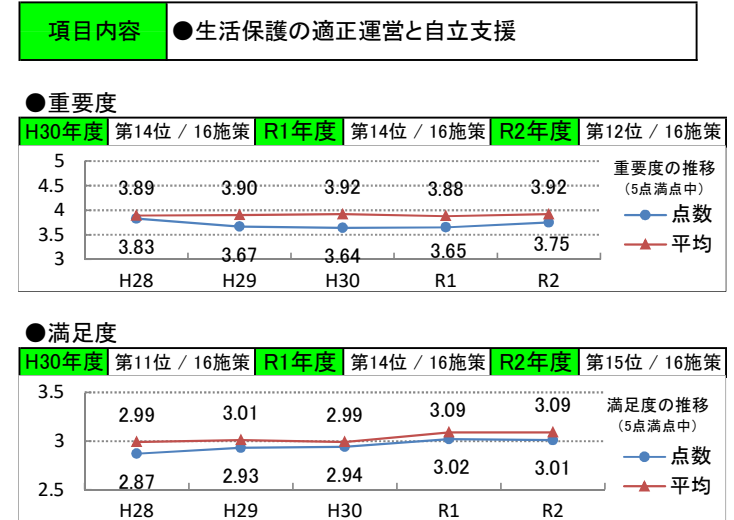
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	■生活保護の適正運営と自立支援
【適正運営】	総合戦略 ②・③
<p>(目的)生活保護受給者への適切な支援と自立助長に向けた助言・指導の機会を増やすため、ケースワーカーの訪問活動を充実させていく。併せて、不正受給の未然防止を図り、市民の信頼を損なう不正受給に対して組織的かつ厳正に対応していく。</p> <p>(成果)＜参考＞生活保護世帯数=13,636世帯、生活保護受給者数=17,400人、保護率=3.86%(令和3年4月1日現在)</p> <p>①訪問活動件数 平成30年度=45,339件(2,80回) 令和元年度=47,117件(3,12回) 令和2年度=37,560件(2,79回)</p> <p>※件数は不在を含む家庭訪問数、()内は不在を除く高齢世帯以外の世帯1世帯あたりの年間平均訪問回数</p> <p>生活保護受給者の支援充実のため、令和2年度から進学予定者のいる世帯等への訪問件数増を図ったが、国通知による新型コロナ緊急事態宣言下の訪問活動自粛により、年間訪問実績は減となった(ただし、訪問に代え電話等での状況確認を9,161件実施)。一方でマニュアルに基づく訪問活動においては、月途中の進捗確認とケースワーカーへの助言・指導を組織的に行い、訪問計画達成率を上昇させた。</p> <p>②新任・2年目等現業経験に応じてケースワーカーを中心に計画的な所内研修の実施及び国・県等の主催する研修への参加により、積極的な人材育成に取り組んだ。また、「①」の取組を通じてマニュアルにある訪問活動における初動の重要性の浸透を図った。</p> <p>③不正受給による費用徴収決定件数 平成30年度=212件、令和元年度=165件 令和2年度=137件(目標指標C)</p> <p>これまでの訪問活動の強化の結果、収入申告義務の周知が浸透しつつあり、費用徴収決定件数が減少しているものと考えている。</p> <p>④生活保護システム再構築は、コンサルタントの支援のもと業務分析や費用対効果などの検証を進めた結果、新システム稼働を令和5年10月とし、ケースワーカー1人に1台の端末を配置して業務効率化を進め、生活保護受給者への支援の充実を図ることとした。</p> <p>⑤緊急事態宣言下、高齢者がいる全世帯に電話や手紙での状況把握を行い、18歳未満の子どものいる全世帯には、電話ではなく訪問により状況を把握した。また、児童ケースワーカーと連携し、食事支援を要する世帯を訪問する等の活動を行った。</p> <p>(課題)①⑤コロナ禍における緊急事態宣言時の効率的な訪問活動や世帯状況の把握のあり方の検証が必要である。</p> <p>③不正受給の適用率は令和2年度0.78%と減少しているが、引き続き、不正受給の未然防止に向けて申告義務の周知を図る必要がある。</p> <p>④本市に最適なシステムの構築とともに業務効率化を図るためには、システムと連動した効率的な事務処理方法等の確立が必要である。</p>	
【自立支援】	
<p>(目的)「ワークサポートあまがさき南・北」などを活用した求職活動支援や、直ちに求職活動を行うには課題のある人を対象とした就労準備支援事業による支援を行うなど対象者の段階に応じた一人ひとりに寄り添った丁寧な就労支援事業を実施し、就労や経済的自立に向けた支援を行う。</p> <p>(成果)⑥稼働能力の活用が見込まれる全ての生活保護受給者に対する支援において、毎年、組織的なケース検討を行うことで支援の評価とともに支援方針を見直す仕組みを定着させたほか、自主求職では就労に結びつかず就労支援事業にもつながっていないケース支援に対する進捗管理を徹底した。その結果、支援対象者の30.7%が就労開始や増収に至り、22.9%は就労支援・就労準備支援につながった(目標指標A・B)。また、就労準備支援事業は登録者減となったが、就労開始者は昨年より増加した(生活保護受給者の登録者【R1→R2年度】97人→96人(うち求職活動を行った者28人→28人、そのうち何らかの就労に至った者20人→21人))。</p> <p>⑦「しごと・くらしサポートセンター尼崎(南北福祉相談支援課)」の職業紹介機能の活用により、課題を抱える人も就労の機会を得ることができた(就労開始件数34件→38件)。</p> <p>(課題)⑥コロナ禍における有効求人倍率の低下や支援対象者の適性に合った求人不足等への対応が必要である。</p>	
【世代間連鎖の防止】	
<p>(目的)生活保護世帯や生活困窮世帯の小学4年生から中学3年生に対して居場所を確保し、学習への動機付けを含めた補助学習や体験学習などの学習支援を行うことで高等学校等の進学につなげ、学歴や能力が原因で生活保護を受給するという「貧困の連鎖」を防止する。</p> <p>(成果)＜参考＞生活保護世帯の中学生と市内中学生の高等学校等への進学率の比較</p> <p>平成30年度=▲3.9ポイント、令和元年度=▲1.2ポイント、令和2年度=▲4.7ポイント(目標指標D)</p> <p>⑧前年に対象年齢の子どものいる全世帯(732人540世帯)に参加意向調査を行い、ケースワーカーの働き掛けで教室への参加を促した。</p> <p>⑨中・高校生が将来を考えるきっかけづくりのために作成した冊子「未来へススメ」を直接対象世帯に丁寧な説明をした上で手渡し、進学時の相談などの際には、制度理解や共通理解を促すツールとして活用した。</p> <p>⑩これまでの教育委員会との情報共有・連携に加えて、新たにスクールソーシャルワーカーや児童ケースワーカーとの連携強化を図った結果、各小・中学校との連携がさらに深まり、子ども食堂やNPOなど地域の社会資源とのつながりも進んだ。</p> <p>⑪子どもの特性や家庭状況を把握する中で、発達障害や知的障害等の支援を要する子どもを適切な支援機関につなぐ等、取り組んだ。</p> <p>⑫学習支援事業に参加する子どもたちの学力や非認知能力などの変容を検証するため、「学びと育ち研究所」へ利用者の教室への出席状況などのデータを提供した。同研究所による検証結果は、令和3年8月頃に報告予定である。</p> <p>(課題)⑧コロナ禍においては、教室への参加率や使用施設の設定制限など不確定要素が多いため、ポストコロナも見据えて引き続き最適な実施場所を含めた事業規模の検証が必要である。</p> <p>⑩⑪発達障害や知的障害等の疑われる子どもや不登校児童等への支援のため関係機関との連携強化が必要である。</p>	

3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	生活保護システム等運用事業(生活保護システムの再構築)
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



6 評価結果

評価と取組方針
<p>・コロナ禍における要保護児童を対象とした支援を南北保健福祉センターといたしが連携して行った経験を活かし、新たに実施する要保護・要支援児童等見守り強化事業の内容についても研修などを通じてケースワーカーへの周知を図り、引き続き連携した支援につなげていく。</p> <p>・学習支援教室については、「学びと育ち研究所」と連携し事業効果の検証に取り組む中で、高校進学を控えた中学3年生のみならず、小学生からの学習習慣の定着を推進する。</p> <p>・また、高校進学率については、これまでの取組により、一定の効果が見られる。今後は、高校進学後の中退防止・高校卒業後の進学・就職までを見据えた支援を強化していく。</p>

令和3年度の取組
<p>【適正運営】</p> <p>①⑤訪問活動の充実に向けて、組織的な進捗管理を徹底することで訪問実績を上げるとともに、査察指導員・ケースワーカー等の人材育成を継続して取り組むことで、支援の充実を図る。また、緊急事態宣言下における支援については、高齢者や子ども等に係る各種関係機関との情報共有・連携を図ることで世帯状況の把握を進める方法を検討し、実践につなげる。</p> <p>③訪問活動の充実を通じて不正受給の未然防止に向けた適切な収入申告義務の周知を図る。</p> <p>④本市に最適なシステムを調達するため、コンサルタントの知見を活用し、これまで積み上げてきた機能要件や調達仕様書、調達手法などのさらなる精査を進めるとともに、システムに連動した効率的な事務処理方法等について検討を進める。</p> <p>【自立支援】</p> <p>⑥組織的なケース検討による評価と支援方針に基づいた定期的な進捗確認が、就労支援及び就労準備支援への移行に加えて、就労開始・増収に対して有効なため、引き続き取組を進める。また、コロナ禍の社会情勢等を踏まえ、就労支援の体制を含めた就労に結びつく有効な支援のあり方を検討する。</p> <p>【世代間連鎖の防止】</p> <p>⑩⑪発達障害や知的障害等が疑われる子どもについては、学習支援教室を含め適切な支援機関や各種事業につなげられるよう、関係機関との情報共有・連携強化に努めるとともに、同教室への理解を深めるためケースワーカーを対象とした所内研修を実施する。</p> <p>⑫「学びと育ち研究所」との事業効果の検証については、より有用な分析を行えるよう必要な基礎データや新たに必要となるデータ収集への対応などさらなる連携と情報共有を進めていく。</p>

主要事業の提案につながる項目